

議会運営委員会

日 時 令和4年9月9日(金)

午前9時00分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取り扱いについて 資料1
- (2) 追加議案について 資料2
- (3) 追加議案の取り扱いについて 資料3
- (4) 島田市議会議員が新型コロナウイルス陽性者となった場合における
当該議員間での情報共有について . . . 資料4

4 その他

5 閉 会

資料要求一覧表(令和4年9月定例会)

1 認定第1号 令和3年度島田市一般会計決算の認定について

16番 桜井 洋子 議員

| 款 項 目 | 事業名等 | 資料要求の内容 | ページ |
|-----------------------|--------------|--|--------------------------------|
| (歳出) 2款1項10目 財産管理費 | 旧金谷庁舎跡地利活用事業 | (1) 島田市金谷地区生活交流拠点整備運営事業に係る事業者選定プロポーザル審査委員会における第1回、第2回会議録 | 決算書 P83・P84 成果報告書 P76 |

8番 山本 孝夫 議員

| 款 項 目 | 事業名等 | 資料要求の内容 | ページ |
|----------------------|----------------|---|------------------------------------|
| (歳出) 2款1項2目 戦略推進費 | 空港周辺プロジェクト推進事業 | (1) マーケットサウンディング調査に参加した17の企業とその企業側から出された意見や提案が分かるもの | 決算書 P77・P78 成果報告書 P38・P39 |

18番 清水 唯史 議員

| 款 項 目 | 事業名等 | 資料要求の内容 | ページ |
|----------------------|----------|--|--------------------------------|
| (歳出) 2款1項2目 戦略推進費 | 総合計画策定事業 | (1) 令和3年度島田市産業連関表(総合計画策定における観光交流客数の増加による経済波及効果の算出の分かる資料) | 決算書 P77・P78 成果報告書 P37 |

4番 提坂 大介 議員

| 款 項 目 | 事業名等 | 資料要求の内容 | ページ |
|----------------------|----------|---------------------------|--------------------------------|
| (歳出) 2款1項2目 戦略推進費 | ITキャンプ事業 | (1) ITキャンプのプログラムと委託事業の設計書 | 決算書 P77・P78 成果報告書 P40 |

資料 2

追加議案（令和4年9月14日追加工程分）

| 番 号 | 件 名 |
|-----------|-----------------------|
| 議案 第 68 号 | 令和4年度島田市一般会計補正予算（第6号） |

1 議案の取り扱い（令和4年9月14日 追加日程分）

該当があるもの=○、該当がないもの=●

| 議案番号 | 件名 | 説明 | 質疑 | 付託委員会 | | | 委員長報告に対する質疑 | 討論 | 採決 |
|----------|-----------------------|----|----|------------|------|------|-------------|----|----|
| | | | | 総務生活 | 厚生教育 | 経済建設 | | | |
| 1 議案第68号 | 令和4年度島田市一般会計補正予算（第6号） | ○ | ○ | 予算・決算特別委員会 | | | ○ | ○ | ○ |

2 追加議案の取り扱い（流れ）について

＜日程第21：議案第67号 議案質疑後の流れ＞

日程第22：議案上程（追加）1件・・・提案理由の説明（市長）
議案第68号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第6号）

↓
.....

↓
【休憩】・・・議案第68号に対する質疑の通告の受付

↓
資料要求がなかった場合

↓
資料要求があった場合

↓
※議会運営委員会の開催
↓
＜再開＞
↓
資料要求について を日程追加・議題
↓
資料要求について を採決
↓
可決
↓
【休憩】（資料配付）

↓
＜再開＞
↓
議案第68号に対する質疑
↓
散会の宣告
↓
（予算・決算特別委員会）

⇒ 委員会付託

島田市議会議員 各位

議会事務局長

島田市議会議員における新型コロナウイルス陽性者の判明について（報告）

所属議員に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明したので、下記のとおり報告します。

なお、本報告は、二次感染防止や議会活動または議員活動の継続のために、下記議員本人から、議員間に情報提供をすることについて同意を得ています。

また、下記議員と以下の条件においては、濃厚接触の疑いがありますので、自身の行動履歴において該当すると思われる場合は、PCR検査、抗原定性検査キットによる検査を推奨します。

※濃厚接触者の判断は原則として保健所が行いますが、現状、保健所が判断をしない運用が見られるため、濃厚接触の疑いであっても、検査あるいは自宅待機等により感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

【条件】※厚生労働省発出資料から抜粋

■期間

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。

■上記期間内における陽性者との接触状況

陽性者と同居している人

陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）

適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人

陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人

マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

記

1 感染者情報

・議員氏名：

2 陽性と診断された日または発症日

・陽性と診断された日：令和 年 月 日

・発症日：令和 年 月 日

3 療養期間（予定）

令和 年 月 日 から 月 日 まで